

平成27年6月1日

報道関係者 各位

不正行為を起こした有資格業者の指名停止について

このことについて、下記のとおり指名停止を行いましたので、お知らせします。

記

指名停止 業者名	(株) 綜企画設計 福岡支店 福岡市博多区美野島二丁目1-31	指名停止 の期間	平成27年6月 1日から 平成27年6月30日まで 1ヶ月間
理由 島原市入札参加資格者 指名停止の措置基準第 2条第1項〔別表第2 第10号（不正又は不 誠実な行為）〕該当	(株) 綜企画設計は、民間会社から依頼された愛媛県松山市 に申請するための特定施設変更許可申請業務履行において、元 社員が平成25年10月26日付で、有印公文書偽造、同行使 の罪により、松山地方裁判所から懲役刑（執行猶予付）を受け たための措置		

以上



有明海にひらく湧水あふれる
火山と歴史の田園都市 島原

担当： 契約管財課

契約検査班 荒木武芳

電話：0957-63-1111（内線 263）

E-mail：keiyaku@city.shimabara.lg.jp